

法務省における取組について

資料1-2

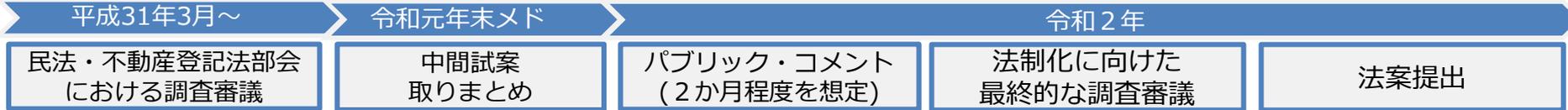
法務省民事局

1 表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の成立

(令和元年5月17日成立, 同月24日公布)

現状・課題	法律の概要	施行準備
登記簿の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地が多数存在 →公共事業・民間取引の大きな阻害要因に	▶所有者の探索に関する措置 ✓ 登記官に所有者の探索に必要な調査権限を付与 ✓ 登記官の調査を補充する所有者等探索委員制度を創設 ▶探索の結果, 所有者を特定することができなかった土地の管理の措置 ✓ 裁判所が選任した管理者による新たな財産管理制度を創設	✓ 新制度導入に向けた準備 ✓ 省令等の整備 ✓ 新制度の普及・啓発等 ⇒ 本年11月までに新制度に基づく探索作業を開始

2 民法・不動産登記法等の改正に向けた検討状況



所有者不明土地の発生を予防するための仕組み

不動産登記情報の更新を図る方策

▶相続登記の申請の義務化等

- ✓ 相続登記の申請を義務付ける方策
- ✓ 相続登記をしやすくするための方策
- ✓ 登記所が他の公的機関から死亡情報等を取得して不動産登記情報の更新を図る方策

所有者不明土地の発生を抑制する方策

▶土地所有権の放棄

- ✓ 土地所有権の放棄を認める制度を創設するに当たって・放棄の要件・効果, 帰属先機関の財政的負担, モラルハザードの防止 を検討

▶遺産分割の期間制限

- ✓ 遺産分割の促進のため, 遺産分割に期間制限を設けること

所有者不明土地を円滑・適正に利用する仕組み

共有関係にある所有者不明土地の利用

▶民法の共有制度の見直し

- ✓ 不明共有者に対して公告等をした上で, 残りの共有者の同意で土地の利用を可能にする方策
- ✓ 共有者が, 不明共有者の持分を相当金額の金銭を供託して取得するなどして, 共有関係を解消する方策

所有者不明土地の管理の合理化

▶民法の財産管理制度の見直し

- ✓ 不在者等の財産の一部を管理する方策

隣地所有者による所有者不明土地の利用・管理

▶民法の相隣関係規定の見直し

- ✓ 近傍の所有者等が土地の管理不全状態を解消する方策